

北九州市迷惑行為防止推進協議会
「迷惑行為防止重点地区」及び「迷惑行為防止活動推進地区」に関する答申の概要

1 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（基本条例）に設置が規定されている付属機関（会長：福岡教育大学教授 大坪靖直）。
 - ・ 第5回協議会 平成21年11月20日 重点地区追加・拡大及び推進地区指定の検討
 - ・ 第6回協議会 平成22年 1月19日 重点地区・推進地区の具体的範囲の検討
 - ・ 第7回協議会 平成22年 2月 9日 重点地区・推進地区指定の答申案の検討

2 迷惑行為防止重点地区

- 前回（平成20年8月）の答申において、重点地区の指定については、周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地区から選定する必要がある、高い啓発効果が見込まれ、その効果が市内全域に波及することが期待できる「小倉都心地区」が適当として、その範囲を提示した。

（1）追加指定

- 周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が特に多く生じており、「まちのルール」を策定して、快適な環境づくりを進めようとしている「黒崎副都心地区」を指定する必要があるとして、その範囲を提示した。
- 具体的には、次の2つのゾーンからなる範囲（約8ha）
 - ① JR黒崎駅前ゾーン（約1.5ha）
 - ・ JR黒崎駅前ペDESTリアンデッキ周辺
 - ② 中心商店街ゾーン（約6.5ha）
 - ・ カムズ通りより西側 ・ 国道3号より南側
 - ・ ふれあい通りより東側 ・ 山手通りより北側

（2）区域変更（拡大）

- 現在の重点地区における取組みが、周辺地区にある程度波及していると認められることから、現時点では地区の拡大をせず、さらに波及効果を高める方策を考えるべきである。地区の拡大については地元などから要望があるものの、経費面も考慮して、一部が区域外となっているために効果的な規制ができない「勝山公園エリア」について、一体として巡視できるよう見直しを行うことが適当として、その範囲を提示した。
- 具体的な範囲（約5.5ha）
中央図書館南側及び子どもの遊び場部分

3 迷惑行為防止活動推進地区

- 迷惑行為の防止に積極的に取り組み、継続的な活動を行うことが可能な地域団体に対し、「迷惑行為防止活動推進地区」に指定して、その活動を支援することにより、さらなる迷惑行為防止活動の活発化を図る。
- 今回は、これまでに申し出のあった2地区について、指定が適当であると認めた。

【申出団体・内容】

①門司港レトロ地区

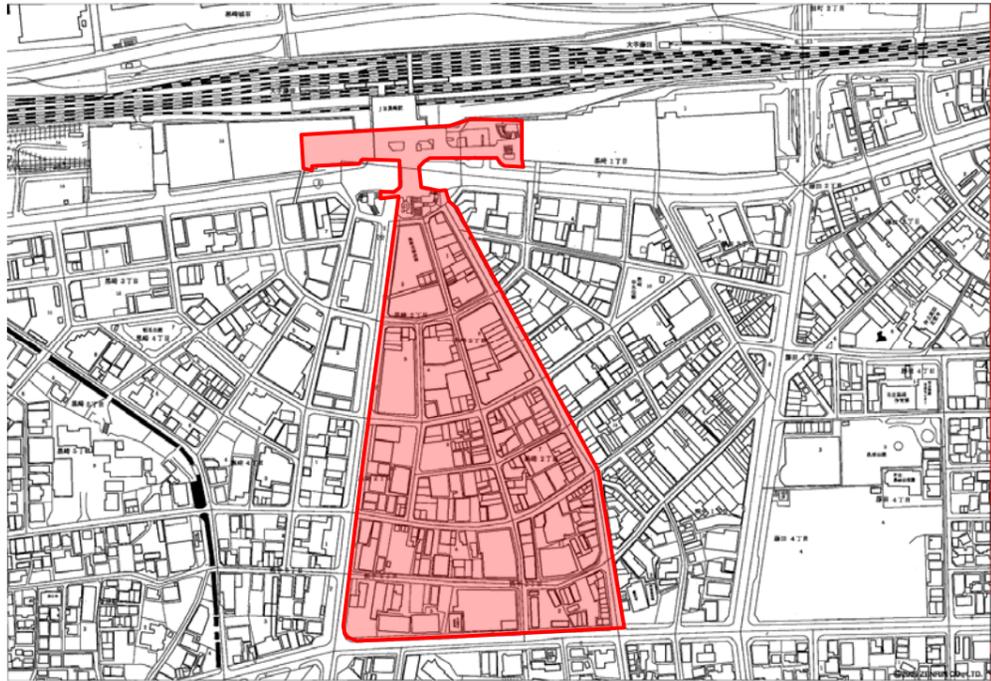
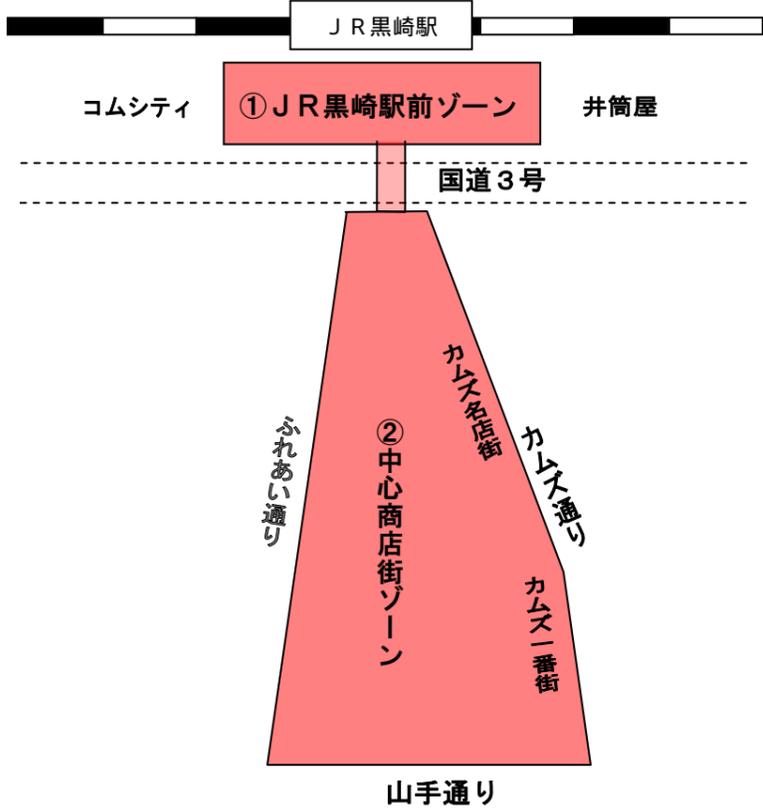
- ・ 申出団体：門司区錦町校区自治会、古城校区自治会
- ・ 地区範囲：門司港レトロ中心地区、門司港レトロ観光列車沿線（しおかぜの路）
ノーフォーク広場
- ・ 現在の活動状況：まち美化活動、飼い犬のふん害防止活動

②若松南海岸地区

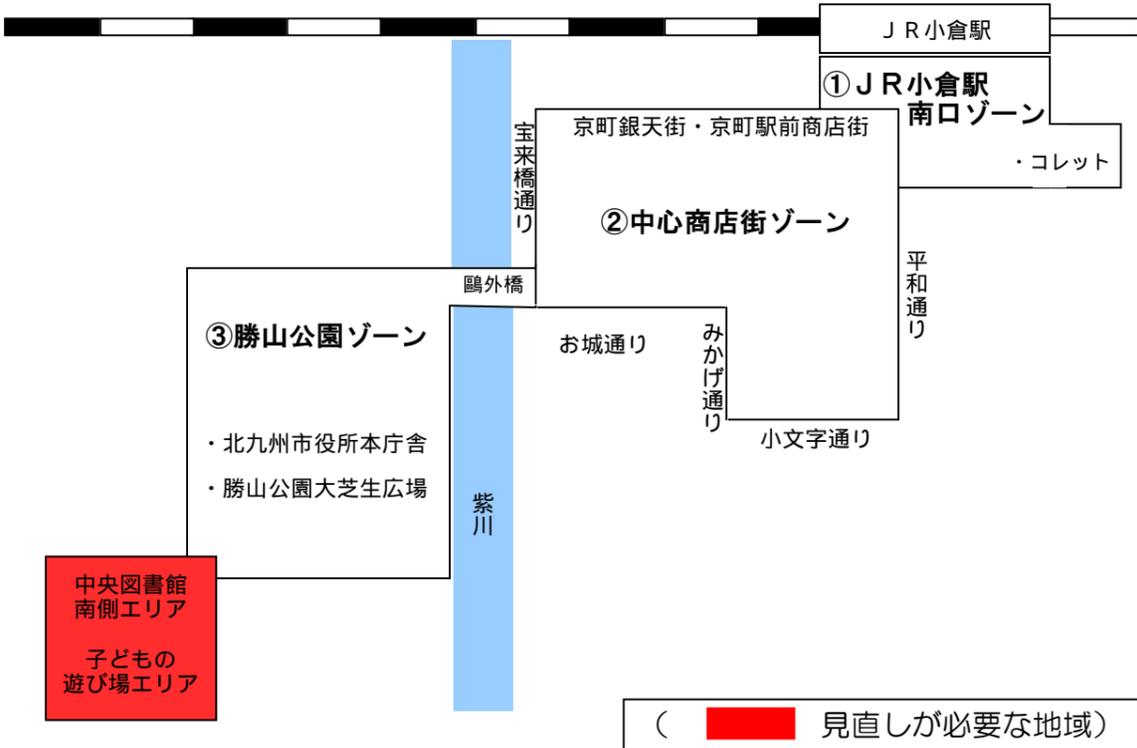
- ・ 申出団体：若松区第1区自治会、第5区自治会、第6区自治会、
第7区「久岐の浜クリーングループ」
- ・ 地区範囲：洲の口公園より西側、若松駅周辺及び久岐の浜広場より東側、
この間の国道495号及び市道本町45号線以南部分
- ・ 現在の活動状況：まち美化活動

北九州市迷惑行為防止推進協議会
 「迷惑行為防止重点地区」及び「迷惑行為防止活動推進地区」に関する答申の概要

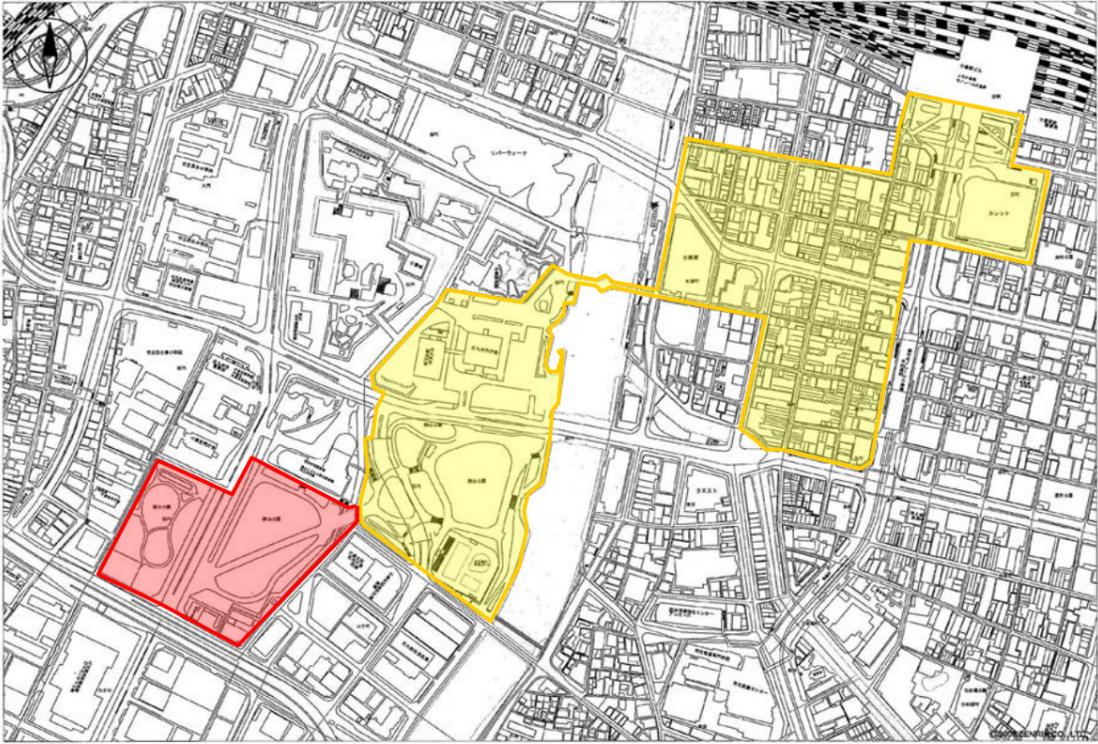
黒崎副都心地区における迷惑行為防止重点地区の範囲



小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲

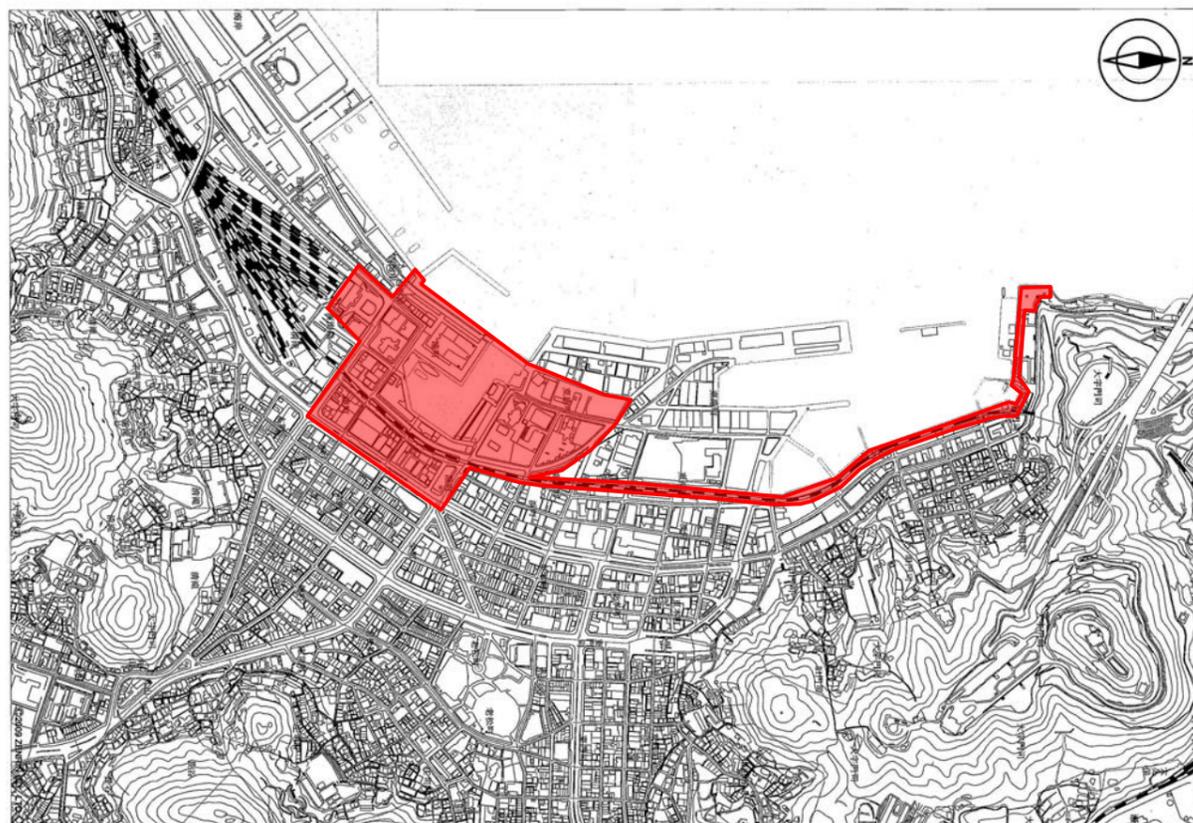
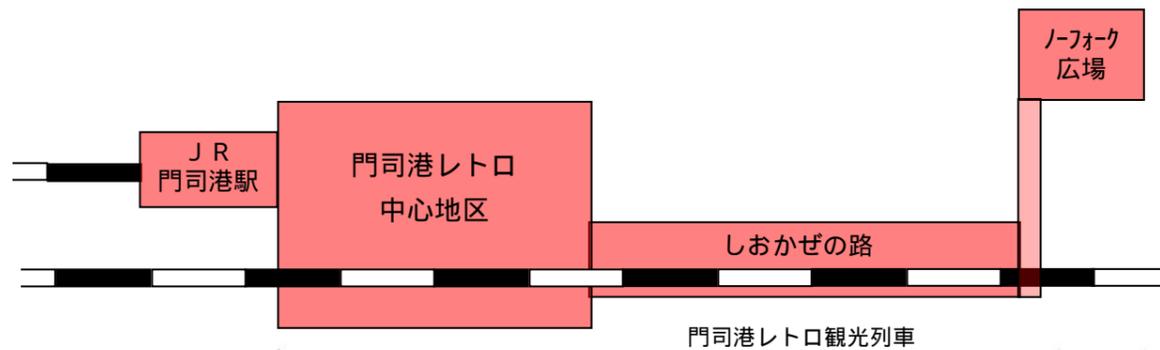


(■ 見直しが必要な地域)



北九州市迷惑行為防止推進協議会
 「迷惑行為防止重点地区」及び「迷惑行為防止活動推進地区」に関する答申の概要

迷惑行為防止活動推進地区の範囲（門司港レトロ地区）



迷惑行為防止活動推進地区の範囲（若松南海岸地区）

